東京都東村山福祉園

Ⅰ　入所児童の状況

令和８年3月３１日現在の利用者は、５歳から２１歳までの７１人（男５８人、女１３人、一時保護委託１人を除く。）、平均年齢１３．３歳である。

令和７年度に新規に入所した利用者は、未就学児１人、小学生１人、中学生４人の計６人、退所は高校生３人の計３人であった。退所児童の移行先については、２名が入所施設、１名がグループホームとなっている。障害程度別では、愛の手帳１度が７人、２度が６４人、身体障害者手帳所持者が 15 人となっている。また、強度行動障害判定の結果は、強度行動障害とされる１０点以上が 27 人（３８％）となっている。

Ⅱ　事業展開の総括

令和７年度は、特に１８歳を超えた利用者の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスへの移行に園全体で取り組んだ。長期の短期入所利用者を含めた１１名の利用者の移行について、移行支援担当職員を中心に、ご家族、児童相談所、区市町村、学校等と連携を取り、必要なサービスに確実に繋げていくよう取り組んだ。重度最重度の利用者の成人向け障害福祉サービスへの移行は、利用者の行動特性などによるマッチング不調を理由に入所に至らないケースが多く、極めて困難な状況にあるが、関係者と連携して、利用者一人一人に相応しい生活の場を選定し、調整先の施設職員との面談や電話等による連絡調整を確実に実施した。

日常の支援においては、利用者の余暇として様々な体験の機会を保障し、バス外出や個別対応の外食等、様々な経験を拡げる支援を行った。

利用者が年齢を重ねたことにより必要となったユニット再編成、暮らし替えにあたっては、安心して生活できる環境を提供していくことができるよう、年齢、性別、障害特性等を考慮するとともに、特に環境の変化に敏感な利用者には十分な配慮を行った。

新規入所については、東村山福祉園が担っている公的役割を踏まえて、東京都全域を対象に施設入所を必要としている重度・最重度の知的障害児を積極的に受け入れた。

地域で生活している重度・最重度の知的障害がある児童及び成人への支援としては、短期入所事業を活用することにより、都内全域からの利用ニーズに応えた。

更に、近隣３市を対象とした日中一時支援事業を実施するとともに、近隣６市を対象とした相談支援事業についても、積極的に受入れをすることで地域サービスの向上に取り組んだ。

Ⅲ　事業実績

1　利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（1）アクション①　児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　障害者の意思決定の支援

言葉での意思伝達が難しい利用者については、カード等を活用し、意思決定を促していくよう努めた。

イ　個別支援計画の策定

利用者の個別支援計画作成においては、本人や保護者の希望を丁寧に確認し、支援計画に反映させて、支援内容の向上に繋げていく。また、１５歳を迎えた利用者に対しては移行支援計画書を作成し、１８歳以降の適切な障害者サービスへの移行に繋がるように支援を行った。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

【障害児入所施設】

令和６年度の更なる改善が望まれる点
ア　風通しの良い職場となっているが、相談しやすい環境づくりなどへの職員の期待を踏まえた、さらなる取り組みに期待したい。 イ　コロナ禍を越え、他施設や地域の団体との連携や協力関係をさらに進めることで、地域福祉の発展に寄与されることに期待したい。 ウ　恵まれた環境での専門性の高い支援を、施設内に留めず、外部への発信に取り組むことに期待したい。

【短期入所事業】

令和６年度の更なる改善が望まれる点
ア　【障害児入所施設】アに同じ。 イ　さらなる家族の求める情報を把握するための仕組みを見直し、適切な情報提供となるよう検討を重ねていくことに期待したい。 ウ　【障害児入所施設】ウに同じ。

令和６年度の指摘を受け、令和７年度は以下の取組を行った。

【障害児入所施設】

ア　管理職や部門長、グループリーダー、看護長を中心としてきめ細やかに職員とコミュニケーションをとる機会を設けることで、小さなことでも相談できる

ように取り組んだ。

イ　会議室やホール等の施設の地域開放を通じて地域の様々な団体との協力体制の構築を進めるとともに、自治会での活動に積極的に取り組んだ。また、地域で短期入所を実施している施設等と情報交換を深め、地域福祉のニーズに対応した。

ウ　当園で培ってきた様々な支援を外部に発信できるように精度を高めつつ、強度行動障害やサービス管理責任者の講習会等へのファシリテーターとしての参画や、福祉保健医療学会での発表等を行った。

【短期入所事業】

ア　【障害児入所施設】アに同じ。

イ　利用児童毎の相談支援事業所のモニタリング等を通して適切な情報提供を実施するとともに、利用児童の入退所の際に積極的にコミュニケーションを図り情報把握を行った。

ウ　【障害児入所施設】ウに同じ。

令和７年度も福祉サービス第三者評価を受審し、評価項目における標準項目の達成率１００％を達成した。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）	
第三者評価結果	計画１００％	実績１００％

エ　苦情解決制度の充実

苦情等に対しては、苦情解決委員会の設置、「声の箱」や「園長への手紙」の実施など、多様な受付窓口を設置し、本人や家族等が苦情や要望を申し立てやすい環境を作って対応した。

苦情や要望があった場合は、園長まで必ず報告が挙がる仕組みとし、解決状況は交流スペースで誰でも見られるようにした。

第三者委員（人数・属性等）	計画回数	実施回数
２人（地域の福祉関係者等）	３回	３回

オ　利用者満足度調査の実施

保護者を対象に、「園からの情報提供について、園から家族への対応・サポートについて」をテーマとして利用者満足度調査を実施した。回収率は 25.4％であった。

実施内容	実施時期
園からの情報提供について、園から家族への対応・サポートについて	令和８年１～３月

（２）アクション②　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　地域生活移行への取組強化

（ア）１８歳で円滑に障害者サービスに移行できるよう高等部一年生は、保護者と移行担当が面談を行った。高等部二年生は、援護機関、児童相談所を交えて関係者会議を開催し、本人及び家族の意向を共有した。さらに、次年度高等部三年時の進め方について確認を行い、課題を共有しながら、役割分担を行った。

（イ）高等部三年生及び卒後生は、具体的な移行先の選定に向けて保護者や児童相談所・援護機関・学校などと連携を図り取り組んだ。その結果、三年生７人卒後生４人のうち、入所施設 ２ 人、グループホーム １ 人の移行を進めた。

（ウ）家庭生活再開の希望があった１人については、関係機関、保護者と関係者会議を重ね、再開後のアフターフォローの体制に当園短期入所事業利用を含めて構築し、年度末をもって退所し家庭生活を再開した。

（エ）園がコーディネートを行い、児童相談所・区市町村他学校や保護者と役割分担を行い、課題解決を図り障害者サービスへの選定に取り組んだ。

（オ）グループホームや施設の空き情報を収集して保護者へ情報提供を行った。グループホーム見学は複数の参加者を募って行うのではなく、利用者毎の個別見学とし、移行支援担当職員も同行し、保護者の理解促進に努めた。

【地域生活移行】

	計　画	実　績
地域生活移行者数	【児童】　　１人 （うち過齢児　　１人）	【児童】　　１人 （うち過齢児０人） 移行先　GH　１人

【地域や他施設への移行に向けた取組】

	計　画	実　績
グループホーム等見学	１２回	１１回（延 21 人、実７人）
障害者支援施設見学	１２回	１２回（延 30 人、実 13 人）

イ 家族再統合への取組強化

被虐待が背景にある利用者に対しては、入所主訴の解決が図れるよう、ユニット職員と専門職（医師、看護師、心理職）が連携して支援計画に基づく支援に取り組んだ。また、入所主訴の背景にある保護者の課題解決に向けた支援を、児童相談所や児童家庭支援センター等と協力して継続的に実施した。

（３）アクション③　虐待防止の徹底

虐待等不適切支援の防止に向けて、事業団事務局より発出された「虐待防止体制の整備の徹底について」及び「令和 7 年度『重大事故ゼロ運動』の実施について」に基づき、重大事故の防止に向けた取組を実施した。

また、夜間帯勤務職員の加配体制整備に向けた試行を９月より実施した。試行中には、職員から意見を吸い上げながら次年度に向けて夜間の支援体制を検討した。

毎月開催する虐待防止委員会で虐待防止策等を検討するとともに、職員倫理綱領の徹底、悉皆での虐待防止研修や専門研修の実施、自己点検・相互点検の実施、意見交換会の実施等、多様な方法で職員の意識改革を行い、虐待防止に取り組んだ。

メール、面談、書面等、あらゆるツールを使って、職員からの支援に関する疑問や意見を、園長、部門長、グループリーダーが収集できるよう体制を整え、早期に対応することで、虐待を未然防止に努めるなど、風通しの良い職場作りに取り組んだ。

また、身体拘束を必要とする案件については、虐待防止委員会で取り上げ、利用者情報の共有や、改善計画の進行管理を行った。

加えて、同性介助の徹底や強度行動障害等に対する専門的な支援力を高め、サービス提供面からも利用者の権利擁護（虐待防止等）意識の向上の観点から「呼称～さん付」「プライバシー保護」の強化月間を設け意識向上に努めた。

強度行動障害の状態にある利用者の権利擁護（虐待防止、支援の向上）を目的に、外部専門家による施設コンサルテーションを受け、利用者支援の基本、支援の方法の構築などを月１回のペースで学んだ。

その他、園内で「アンガーマネジメント研修」「虐待防止研修」（支援困難な利用者へのアプローチに関する動画を見て、報告書を提出）を開催、事業団虐待防止マネージャー研修、オンデマンド虐待防止研修などに参加した。

虐待の早期発見としては、年２回アンケートを実施。また、グループリーダーとの面談も年２回実施し、職員の言葉・思いをすくいあげる機会を増やした。

（4）アクション④　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会において、実際にユニット内で発生した事故事例などをもとに、原因分析や再発防止について全ユニットで共有・検討を行った。また、入浴中の水没や食事中の窒息及びアレルギー対応などに緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、緊急時想定訓練をユニットごとに定期的に実施した。

事故防止マニュアルの適宜見直しを行い、使いやすくするとともに、職員への周知を行った。事故発生時には緊急時対応マニュアルに基づき適切に対応するとともに、反省点についてはマニュアルの見直しに反映させた。ヒヤリハット報告の傾向として、利用者による他傷行為に伴う報告が全体の約６９％(１２１２件)となっている。

事　項	計　画	実施回数等	内容
リスクマネジメント委員会	6回	6回	ヒヤリ・ハットレポート分析・事故発生防止の取組
緊急時想定訓練	３０回	３０回	誤嚥・水没・発作転倒・所在不明など（ユニットごと年3回）

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、個人情報や情報セキュリティ対策に取り組んだ。また、個人情報は施錠できる場所での管理を徹底するとともに、電子データによる個人情報はＩＤ及びパスワードによる管理を徹底した。

また、職員を対象に、「セキュリティインシデントに関する確認書」による確認を行い、巧妙化するランサムウエア等に対する職員個々の意識を高めた。

事項	計画	実施回数等	内容・協力機関等
虐待等防止委員会	１２回	12回	・不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組 ・身体拘束解決に向けた検討及び周知
虐待防止に関する研修受講率	１００％ （全職員実施）	１００％ （全職員実施）	アンガーマネジメント研修 支援困難な利用者へのアプローチ

ウ　災害、防犯対策の取組

震災対応の事業継続計画（ＢＣＰ）や消防計画に基づき、夜間を含む消火訓練や避難訓練を毎月実施した。また、事業団全体の合同訓練への参加や災害時の食料等の備蓄を確実に行った。

事　項	計　画	実施回数	内容・協力機関など
消防訓練	１１回	１２回	夜間想定避難訓練等
総合防災訓練	１回	１回	希望の郷　東村山と合同 近隣住民参加

エ　感染症対策の徹底

感染症発生時（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・水疱瘡など）には危機管理委員会を迅速に開催し、感染防止対策の検討を行うとともに、適宜書面開催で園内の感染症発生状況の情報を共有した。

感染対策部会では、職員の手洗いチェック（年３回）、利用者の手洗い推進、感染予防対策の視点での環境チェック（手指衛生剤、ペーパータオル設置状況等）や吐物処理研修、ＰＰＥ着脱研修など実践的な研修を行った。

事項	計画	実施回数	内容・協力機関など
危機管理委員会	不定期	34 回 （うち書面開催 31 回）	定期便検査でサルモネラ陽性の対応 インフルエンザ対応
感染症対策部会	６回	６回	感染症防止対策
感染予防対策研修	１回	１回	園での感染予防対策について
吐物処理研修	１回	１回	実技研修
PPE 着脱訓練	１回	１回	実技研修
職員手洗い研修	３回	３回	実技研修
ユニット環境チェック	２回	２回	

2　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（１）アクション①　特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

都内唯一の重度・最重度知的障害児施設として、他の施設では対応が難しい、被虐待、強度の行動障害、医療的ケアの必要な重度・最重度知的障害児を積極的に受け入れた。また、児童相談所からの緊急一時保護受入れ要請についても公的な役割を踏まえ確実に対応した。

＜参考　令和８年３月１日現在＞

医療的ケアを必要とする利用者の割合	８０．０％ （７０人中５６人）
強度行動障害のある利用者の割合	３８．６％ （７０人中２７人）

イ　専門的な支援の充実

（ア）重度・最重度の知的障害のある児童で、更に強度の行動障害、被虐待、医療的ケアを要する等の他施設では受入れが困難な児童の施設入所や短期入所、東京都からの緊急一時保護委託に確実に対応した。

短期入所事業の利用率は５６．８％であった。近隣の児童短期入所施設の廃業などにより、待機者は依然多数である。

緊急一時保護事業では、児童相談所からの受入れ依頼が非常に多くある中、東京都のセーフティネットの役割を果たすべく、年間延べ９１５人の受入れを行った。

（イ）強度の行動障害やてんかん発作など、精神科を中心とした医療的ケアを要する児童の支援については、支援部門と健康推進科が連携し協働で生活づくりに取り組んだ。

（ウ）心理職が中心となって、全ての利用者に強度行動障害の判定を行い、さらに、児童発達支援管理責任者を中心に判定結果を踏まえて、行動障害の軽減に向けた支援計画を作成し、確実に効果を上げる支援を提供した。

（エ）強度行動障害と判定された利用者には、福祉職と専門職（医師・看護師・心理職等）が連携し、園で策定した「強度行動障害対応指針」に基づく専門的で統一した支援を行い、強度行動障害の軽減に取り組んだ。また、外部専門家によるコンサルテーション事業を活用し、適切な利用者のアセスメントや有効な支援方法等のアドバイスを活用し環境調整を図ること支援の向上に繋げた。

（オ）入所児童の栄養ケアの充実を図るため、全ての入所児童に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、安全な食事を提供した。

（カ）食べる機能を伸ばし、安全で楽しい食事を提供していくため、形態食や食事支援に関する検討を行うなど、食事に関する重点的な取組を行った。

（キ）作業療法士、言語聴覚療法士と協働で専門的に療育を提供する機会を設けて、利用者の発達促進及び職員の支援技術の向上に取り組んだ。

＊　心理職員による児童へのケア
（　）は心理的ケアを必要とする利用者の割合（令和８年３月１日現在）

項　目	計　画	実　績
個別面接	延２８０人 （全７０人中４４人、 ６２．９%）	延２４８人 （全７０人中４４人、 ６２．９%）

ウ　生活環境・日中活動の充実

（ア）入退所に伴うユニットの再編成については、利用者の年齢、性別、障害特性などを考慮して調整を行った。

（イ）利用者それぞれの年齢や発達段階及び個別ニーズに即した環境づくりを進め、一人ひとりが個室環境を活用して安心して落ち着いた生活を送り、健やかに成長できるよう療育に取り組んだ。

（ウ）夏休みには各ユニットで行事を企画するとともに、バスハイクでは 10 ユニットがバスハイクを実施した。また、夏イベント、園内バイキング、希望の郷 東村山との合同開催によるオータムフェスティバル、冬イベントなど、季節毎に利用者が楽しめるイベントを企画・実施した。このほか、個別外出を実施し、ニーズに合わせた余暇活動を提供した。

（エ）心理職員とユニット職員の共同により、未就学児童及び短期入所・緊急一時保護で、低年齢児童を対象とした活動プログラム（のびのびタイム）を提供した。在園児童を対象とした日中活動については、活動内容・提供方法を工夫し、活動プログラムを提供していけるように進めた。

（オ）言語聴覚士・作業療法士によるセッションにより、支援課題の改善に努め、更に児童の志向に応じた余暇活動、日中プログラムが提供できるよう取り組んだ。

内容	対象者	回数
バスハイク・個別外出	全入所児童	２１０回
のびのびタイム	未就学児	１１６回

エ　特色のある取組の充実

強度行動障害支援技術の向上のため、コンサルタントのアドバイスを支援の現場で実践し様々な支援技術を学んできた。それらの支援技術を園内の利用者支援に活用するために、核となる職員が中心となって、各ユニットの支援の相談や支援方法の検討、実施後の結果報告を行う等、ＰＤＣＡサイクルを回す取組を行った。

また、園内の事例発表会での審査結果を基に、東京都福祉保健医療学会での発表、全国社会福祉事業団協議会での実践報告を行い、職員のモチベーション及び発表技術の向上に取り組んだ。

さらに、保育士・社会福祉士養成学校等の実習生だけでなく特別支援学校教員や児童相談所職員等の研修交流・施設実習を受け入れ、園の専門的支援技術を活用した普及啓発を行っている。

（２）アクション②　高い専門性を発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

一定数の新規職員を迎える状況下で、質の高いサービスを安定的に提供するための効率的な育成や不安の軽減等を目的に、新任職員育成担当者（チューター）を配置することで人材定着に努めた。

また、強度行動障害のエキスパートや豊富な経験を有する職員による支援技術の継承等、ＯＪＴによる人材育成の取組を重点的に進めるとともに、児童発達支援管理責任者などの事業運営に必要な資格については、計画的に取得させる体制を整えた。

運営の中核となる２級職・３級職には多様な経験を積ませることや、ユニットチーフ・サブチーフを中心にユニットの支援体制の強化に努めることで、組織力の向上を進めた。

イ　計画的・効果的な研修の実施

人材育成等の汎用性のある内容の研修については、隣接の「希望の郷　東村山」と共同で開催する一方、児童の療育や、家族支援などの対人援助等、当園特有の課題に関する研修は、計画的かつ効果的に実施した。

事業団の人材育成方針及び研修計画に基づき、研修計画を策定、医師や専門職を講師とした強度行動障害などの障害特性に係る専門講習を実施することで、高い支援力を備えた職員を育成している。

利用者の有する課題に的確に対応するため、被虐待、強度行動障害、重度の自閉症、てんかんなどについての知識・技能を高めることを目的に、今後知識や技術を周囲へ伝承するエキスパート職員となることを期待する人材に対し、指名制による外部研修への派遣を積極的に行った。また、全体的には計画に基づき、必要な研修が確実に受けられるよう調整することで、効果的かつ効率的に職員全体の能力の向上に努めた。

また、各ユニットで取り組んできた事例研究においては、抄録を作成し、園内事例研究で得たノウハウを共有した。

研修内容	対象者・参加人数	実施時期
新任・転入職員研修	延 80 人	４月（２日）・６月 11 月・３月
強度行動障害支援者養成研修	延 31 人	7月～2月
強度行動障害支援者養成研修 （講師養成・指導者養成研修）	延２人	7月
虐待防止研修（悉皆）	全職員	11 月～1 月
コンサルテーション事業	延 274 人	８月除く毎月（計 12回）
園内事例研究発表会	全職員	１２月
講師依頼研修	延 89 人	６月・７月・９月 10 月・２月
スーパーバイザー研修	延 12 人	５月・９月・12 月 ３月
業務研修（感染症・吐物処理）	延 30 人	11 月

ウ　高い専門性を発揮できる職員の育成

強度行動障害の状態にある利用者を受け入れるため、強度行動障害支援者養成研修（基礎・応用編）を計画的に受講した。

事　項	計画	実績
強度行動障害の基礎・実践研修の受講者	基礎１４人 実践７人	基礎 15 人 実践 １２人

エ　外部専門家、外部医師等との連携

新任職員育成担当者（チューター）の育成を目的に、外部講師によるＯＪＴ研修を開催した。

強度行動障害の状態にある利用者への支援の向上を目的に、令和６年度に引き続き外部コンサルテーション事業を実施。新たに２人の利用者の支援構築のアドバイスを受け、利用者支援の基本、支援の方法の構築等を月１回のペースで学びながらより良い支援の提供を目指した。

（３）アクション③　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団が実施する人材確保の取組に職員を積極的に参加させるとともに、施設見学を実施し、職員採用に繋げた。また、実習経験者等への働きかけを強化し、質の高い人材の早期確保に取り組んだ。

イ　職員の離職防止の取組

各グループリーダーによる面談を通して、それぞれの職員の持つ悩みに対するフォローや、聴き取った情報を基に研修への参加を勧める等、職員のモチベーションの向上を意識した取組を行った。

（４）アクション④　セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

専門的な支援を提供するための組織体制の強化を目的に、強度行動障害中核的人材職員育成研修に職員を派遣した。受講した職員が自身のユニットや園内の他職員へのミラー研修を実施したことで、園全体の新技術向上に繋がった。その他、強度行動障害基礎研修に１５人、同実践研修に１２人が参加した。

また、積極的に緊急一時保護入所を受け入れたほか、強度行動障害を有する利用者への支援及び在宅生活の再開を目的とした家族支援に取り組んだ。

園内の支援方法の確認を行うことを目的に、全国の強度行動障害支援事例発表会等に参加し、現在の取り組み状況の確認や福祉動向の確認などを行った。また他園や他県の団体の強度行動障害支援についての発表を聴講することで、より良い支援を実践するための体制を整備した。

（５）アクション⑤　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

保育士・社会福祉士養成学校等の実習生を積極的に受け入れ、65 人が実習を行った。その他、特別支援学校教員に対する研修や東京都福祉保健医療学会においてポスター発表を行う等、事業の普及啓発に取り組んだ。

事　項	延計画人数	延・実績人数	実・実績人数
保育士等実習生の受入れ	６７ 人／６３７人	７５６人	６２人
社会福祉士養成校の実習生の受入れ	３ 人／６０ 人	８６人	３人
特別支援学校教員・児童相談所職員等の研修受入れ	１０ 人／１０人	８１人	６９人
施設見学の受入れ	１０ 人／１０人	１０７人	１０７人

事項	派遣実人数	延日数	派遣先
他団体への講師やファシリテーター等の派遣	１人	１日	東京都福祉保健財団
福祉人材養成機関への講師等の派遣	４人	４日	大妻女子大学（６月） 貞静学園短期大学（９月） 武蔵野大学(１０月) 東洋大学(１０月)

３　施設機能の活用と地域共生の推進

（１）アクション②　地域で暮らす障害者・障害児を支援

特定相談支援事業と障害児相談支援事業を提供する「相談支援事業所　ふわり」では、障害児及び知的障害者を中心に、地域生活を安心して送れるよう、これまで培ってきた専門性を活かして相談に対応し、地域の社会資源としての役割を担ってきた。

短期入所事業では、地域で生活する児童及び家族が、可能な限り多く利用できるよう調整し、受入れ促進に取り組んだ。

日中一時支援事業については、近隣３市と連携を図りながら、学校の長期休暇期間に児童の受入れを行い、児童や家族のニーズに基づいた活動を実施した。さらに、これまで実施しているサービスについても、内容の改善を行う等、地域で生活する障害児を支えるサービスを充実するよう努めた。

サービス内容	対象地域	計　画	実　績
短期入所事業	都内全域	延２，５５５人	延 2,170 人
日中一時支援事業	東村山市・東大和市・小平市	延１００人	延 124 人
特定相談支援事業	都内全域	延 150 人	延 159 人
障害児相談支援事業	都内全域		延 22 人

（２）アクション③　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

障害特有の悩みに対して、相談先が見つからない方のための障害児・者対象の無料よろず相談について、市の広報誌や園ホームページにお知らせを掲載し、電話・対面（予約制）での相談体制を確保した。

事　項	対象者・実施回数・参加者数等
障害特有の悩みに対する無料よろず相談	電話相談１件

イ　多様な主体との連携

（ア）地域住民との連携

震災などの非常時に備えて、自治会や福祉協力員などの地域住民も参加する総合防災訓練を、希望の郷 東村山と合同で実施した。

（イ）家族会との連携

家族連絡会を年３回開催し、移行への取り組み、職員研修の内容等、園の運営状況について説明を行った。また、利用者の日常の様子を観ていただけるよう、生活の様子のスライド上映も併せて実施した。

（ウ）学校との連携

特別支援学校との密な連絡調整や個別面談、学校との連絡会等を通じて、連携を強化した。

（エ）ボランティアの受入れ

利用者支援を一層豊かなものとしていくため、ボランティアの受入れを行った。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
日常生活支援	延 100 人	延 45 人	生活棟内活動、園内環境整備、外出付添等
行事支援	延 10 人	延６人	オータムフェスティバル、クリスマス会、コンサート

ウ　地域との連携・協力関係の強化

（ア）加入している自治会の班長会に出席するとともに、自主防災倉庫内の防災機材の点検、安否確認訓練、近隣公園の美化作業、自治会主催の盆踊り大会、年末の防犯パトロール等の自治会の各種活動に積極的に参加し、協力関係を深めた。

（イ）東村山市との防災協定による福祉避難所への要援護者の受入れや清瀬特別支援学校との緊急連絡体制の確保など、防災に係る関係機関との連携を進めた。

（ウ）東村山市社会福祉協議会主催の市内社会福祉法人連絡会については、連絡会設立 10 周年として記念誌の作成や記念イベントへの参加・協力を行った。
（エ）地域交流室、会議室、ホールを地域の自治会や団体に貸し出している。

エ　災害対策における地域との連携

震災対応の事業継続計画（ＢＣＰ）や消防計画に基づき、夜間を想定した避難訓練を含む消防訓練を毎月実施した。また、地域住民にも参加いただき、希望の郷 東村山と合同での総合防災訓練を行うとともに、防災用品の確認を実施した。また、事業団合同防災訓練への参加、災害時の食料等の備蓄を確実に行った。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
消防訓練	１１回	１２回	夜間想定避難訓練等
総合防災訓練	１回	１回	希望の郷　東村山と合同 近隣住民参加

４　運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクション②　経営の健全化のための財源の確保

毎月財務状況を分析するとともに、光熱水費のモニタリングを実施し経営会議で職員に伝えることで、職員の経営的視点を醸成し、施設運営のランニングコストの低減に取り組んだ。このほか、施設のマネジメント機能を強化するため、園内の経営会議で活発な議論を行い、効果的かつ効率的な施設経営を行う体制の強化に努めた。また、引き続きユニットによる支援体制を確立し、チーフを中心としたユニット運営の実施、効率的でわかりやすい業務記録等の統一等、小規模ユニットでの効率的な施設運営に取り組んだ。さらに、福祉と医療の連携など、園全体で協力する体制強化に取り組んだ。

（２）アクション③　ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

入浴支援中の事故防止に加え、温浴効果が高く利用者の身体への負担が抑えられるシャワー機器を導入し、利用者の状況に応じた安全で快適な入浴環境を整備した。このほか、支援環境の向上のため、Wi-Fi 環境を整備するとともに今後一層の活用に向けた検討を行った。

（３）アクション④　魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

毎朝実施するミーティングにおいて、理念の唱和や各ユニットの状況報告等を行い、情報の共有化やユニット間を超えて協力関係を築くことにより、職員がいきいきと働く職場づくりに取り組んだ。また、毎月開催する経営会議やチーフ会議に加え、各種委員会・部会において職員間でのコミュニケーションの活性化を図り、風通しの良い職場づくりを推進するとともに、安全衛生委員会における取組を進め、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努めた。

（４）アクションⅣ-⑤　コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

施設全体のガバナンス強化のために、研修を通じて職員にコンプライアンス意識の浸透に努めた。

コンプライアンス研修受講率	１００％